

第5 違反行為の防止、摘発

1 概要

募集情報等提供事業の適正な運営を確保し、労働力需給の適正かつ円滑な調整を図るとともに、労働者になろうとする者の職業選択に資するため、労働者になろうとする者からの相談に対する適切な対応や、募集情報等提供事業を行う者に対する募集情報等提供事業に関する制度の周知徹底、指導、助言を通じて違反行為の防止を行うとともに、法違反を確認した場合には、所要の指導、助言、行政処分又は告発を行うこととする。

2 募集情報等提供事業を行う者への周知徹底

募集情報等提供事業の適正な運営と労働者になろうとする者の保護を図るためには、募集情報等提供事業に関する制度の正しい理解が必要不可欠であることから、募集情報等提供事業を行う者に対するリーフレット等の作成・配布、募集情報等提供事業に関する制度についての説明会の開催、都道府県労働局及び公共職業安定所内の適当な場所への掲示その他の啓発を本省及び都道府県労働局において積極的に行うこととする。

3 指導及び助言

(1) 概要

厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、募集情報等提供事業を行う者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。（法第48条の2）

(2) 権限の委任

指導及び助言に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 報告

(1) 概要

行政庁は、この法律の施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、募集情報等提供事業を行う者（募集情報等提供事業を行う場合における地方公共団体を除く。）に対し、必要な事項を報告させることができる。（法第50条第1項）

(2) 意義

イ 当該報告は、違法行為の行われている恐れのある場合等必要がある場合について、必要な事項を報告させるものである。

ロ 「必要な事項」とは、募集情報等提供事業の運営に関する事項及び労働者の就職に関する事項であり、具体的には、例えば、個々の労働者の募集に関する情報の内容等

である。

(3) 報告の徴収手続

必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び理由を書面により通知するものとする（規則第 33 条）。

(4) 権限の委任

指導及び助言に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(5) 違反の場合の効果

この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第 66 条第 9 号に該当し 30 万円以下の罰金に処せられる場合がある。

5 立入検査

(1) 立入検査の実施

イ 概要

行政庁は、募集情報等提供事業を行う者（募集情報等提供事業を行う場合における地方公共団体を除く。）の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる（法第 50 条第 2 項）。なお、国の行政機関が自ら募集情報等提供を事業として行う場合にあっては適用がない。

ロ 意義

(イ) 当該立入検査は、違法行為の申告があり、事業停止等の行政処分をするに当たって、その是非を判断する上で必要な場合等、4 の報告のみでは、事業運営の内容を十分に把握できないような場合に、限定的に、必要最小限の範囲において行われるものである。

立入検査の対象となるのも、当該立入検査の目的を達成するため必要な事業所及び帳簿、書類その他の物件に限定されるものである。

(ロ) 「事業所その他の施設」とは、募集情報等提供事業を行う者の事業所その他の施設等に限られる。

(ハ) 「関係者」とは、募集情報等提供事業運営の状況について質問するのに適当な者をいうものであり、具体的には、労働者になろうとする者、募集情報等提供事業を行う者等である。

(ニ) 「帳簿、書類その他の物件」とは、募集情報等提供事業の運営に関する重要な書類が含まれるものである。

(2) 証明書

イ 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を必ず携帯し、関係者に提示しなけ

ればならない（法第 50 条第 3 項）。

- ロ 立入検査のための証明書は、職業紹介事業等立入検査証（様式第 9 号）による（規則第 33 条第 2 項）。

(3) 立入検査の権限

イ 概要

当該立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない（法第 50 条第 4 項）。

ロ 意義

職業安定機関は、司法警察員の権限を有せず、当該立入検査の権限は行政による検査のために認められたものであり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものである。

(4) 権限の委任

立入検査に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(5) 違反の場合の効果

この立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした場合は、法第 66 条第 10 号に該当し、30 万円以下の罰金に処せられる場合がある。